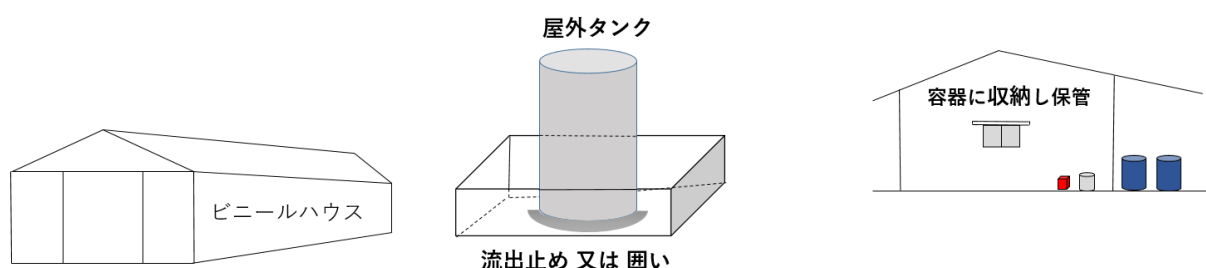


**ビニールハウスを所有している事業者や農家の皆様へ
消防署からのお願いです
灯油や重油の取り扱いに注意してください。**

ビニールハウスの暖房用などに使われている灯油や重油などの油は、「**危険物**」
として貯蔵取扱数量により、消防法や火災予防条例で規制されています



危険物の量が**指定数量**以上の場合は、許可を受ける必要があります。
また、指定数量の5分の1以上指定数量未満の場合は、火災予防条例で
保管方法や取扱方法が定められています。

代表的な危険物	指定数量 *この数量以上は 許可が必要です	指定数量の5分の1以上 指定数量未満の場合 *少量危険物として規制されます
灯油・軽油	1,000 リットル	200 リットル以上 1,000 リットル未満
重油	2,000 リットル	400 リットル以上 2,000 リットル未満

危険物を貯蔵取扱う場所では、次の点にご注意ください。

- 1 みだりに火気を使用しない。
- 2 常に整理整頓を心がける。
- 3 危険物が流れ出ないように囲いを設ける。
- 4 タンク等が地震で転倒しないように固定する。

危険物について、ご不明な点がある場合は、お気軽にご相談ください。
危険物の規制に関するご理解とご協力をお願いいたします。

問い合わせ先

茨城西南広域消防本部 予防課 0280-47-0129